

マテリアル先端リサーチインフラの設備共用およびデータ共用等に係る労
働者派遣契約

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
関西光量子科学研究所
放射光科学研究センター 装置・運転管理室

1. 件名 マテリアル先端リサーチインフラの設備共用およびデータ共用等に係る労働者派遣契約

2. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）では、文部科学省が進める「マテリアル先端リサーチインフラ」事業を受託し、高品質なデータを効率的・継続的に創出・共用化するための仕組みを構築し、データ駆動型の研究開発をさらに加速させる。本仕様書は、当該受託事業に係る業務の内、データの収集・蓄積・構造化、設備共用に係る業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

(1)マテリアル先端リサーチインフラ事業における設備共用に係る業務

- ①放射光ビームライン及び関連施設に設置した装置を用いた実験におけるデータ収集・蓄積・構造化・解析の支援
- ②ホームページのコンテンツの製作・アップロード・修正・更新
- ③設備共用実績の記録・図表化・報告資料案の作成、及び、それらの作業の効率化を図るソフトウェアの作成やデータベース化作業

(2)マテリアル先端リサーチインフラ事業におけるデータの収集・蓄積・構造化に係る業務

- ①放射光ビームライン及び関連施設の実験装置を用いた高品質データの収集・蓄積・構造化のためのソフトウェアの作成、動作試験、デバッグ、バージョンアップ、バージョン管理、マニュアルの作成・整備
- ②収集・蓄積・構造化した高品質データを流通・利活用するためのハードウェアの構築・機器整備、データ転送に係る支援
- ③高品質な実験データ収集・蓄積・構造化システム、実験データ解析システム及び実験データ管理システムにおける HUB やネットワークケーブル等の付帯物品の選定・購入、配置作業、ネットワークケーブル等の製作・配線などの付帯作業一般の支援

4. 必要な要件

- ①Python および C 言語の利用経験があり、特に Python については応用レベルであること。
- ②情報処理、及び、計測に係る文書（専門図書、完成図書・取り扱いマニュアル等）の理解、及び、QST 担当者と協議・調整する能力を有すること。
- ③業務を遂行する上で必要となる文書、図表をパソコンソフト（MS-Word/Excel/PowerPoint 等）を用いて作成することが可能のこと。
- ④Python または Power Platform や VBA を用いてエクセルファイルやcsvファイル、ワードファイル等を処理できること。
- ⑤派遣元において2か月以上の社内教育を受けていること。
- ⑥情報系学科の修士以上の学位を有するか、同等レベルの経験または十分な能力を有すること。
- ⑦大学（大学院を含む。）で電気分野の講義受講経験のあること。

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

- ・役職なし

6. 就業場所

(1) 関西光量子科学研究所 放射光科学研究センター 装置・運転管理室

(組織の長:装置・運転管理室長)

住所: 兵庫県佐用郡佐用町光都1-1-1 大型放射光施設 SPring-8 内

(2) 派遣労働者の自宅その他 QST が認めた場所(ただし、QST 職員が指示した日に限る。)

- ・派遣労働者がテレワークにて業務を実施する日については、QST 職員が前日までに指示する。
- ・テレワーク中における派遣労働者の就業状況については、QST 職員が必要に応じて確認することができる。
- ・派遣労働者は、テレワークにて業務を実施した日に限り、16.提出書類に加えて、別途テレワーク日報(様式あり)を提出する。

7. 組織単位

- ・関西光量子科学研究所 放射光科学研究センター 装置・運転管理室

8. 指揮命令者

- ・関西光量子科学研究所 放射光科学研究センター 装置・運転管理室長

9. 派遣期間

- ・令和8年4月1日から令和9年3月31日

10. 就業日

- ・土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、お盆期間(8月13日～8月16日)、その他 QST が指定する日(以下「休日」という。)を除く毎日。ただし、QST の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

11. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間: 9:00から17:30まで(休憩時間60分を含む)

(2) 休憩時間: 12:00から13:00まで

- ・必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。なお、業務時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

- ・派遣者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

12. 派遣先責任者

- ・関西光量子科学研究所 管理部 庶務課長

13. 人員 1名

(派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST 職員と協議の上、必要な処置を講じること。)

14. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者もしくは60歳以上の者に限定するか否かの別:

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定しない」。
- ・派遣労働者を「60歳以上の者に限定しない」。

15. 服務等

- ・一般健康診断(特定健康診断、特定業務従事者の健康診断)については、派遣元が負担すること。
- ・特殊健康診断については、QST が負担する。
- ・在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

16. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること。

(提出先及び提出部数:「指揮命令者」及び「派遣先責任者」に各1部提出)

- (1) 労働者派遣事業許可証(写)(契約後)
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書(写)(契約後)
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号(契約後及び変更の都度速やかに)
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書(契約後及び変更の都度速やかに)
- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類(契約後及び変更の都度速やかに)

※届出日付又は取得日付を含む。但し、不要な個人情報は黒塗りとすること。

- (6) 仕様書「4.必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料(派遣開始前までに)
- (7) その他契約上必要となる書類

※上記(4)の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと(派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨(60歳以上の場合はその旨)、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。)。また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

17. 検査条件

毎月履行完了後、QST 職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

18. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) QST の業務の都合により、本仕様書に定める業務場所以外(海外含む。)での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。

- (3) 派遣元は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか QST の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、速やかに交代要員を派遣すること。
- (5) 派遣元は、4月1日の始業前に、派遣労働者が放射線業務従事者として登録するために必要な放射線安全教育(業務後、QST が実施すべき科目を除く。)の受講と電離放射線検診を受診させること。
- (6) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QST の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。また、特に次の事項に注意しなければならない。
 - ①在宅勤務の際に作成した成果物等を、QST 外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
 - ②①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管および管理すること。

19. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の推進等に関する法律)に適合する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出書類(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

(要求者)

部課(室)名: 関西光量子科学研究所 放射光科学研究センター

装置・運転管理室

氏 名: 菅原 健人

以 上